

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日(当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◆ 告 示
 - 青少年に有害な図書類の指定
 - 土地改良区の定款の変更の認可
 - 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定
 - 保安林の指定の解除
 - 保安林の指定の解除予定(三件)
 - 公有水面の埋立ての免許の出願
 - 土地区画整理組合の設立の認可
 - 公有水面の埋立ての免許

告 示

鳥取県告示第二百六号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)

第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図
書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年三月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定 番号	種 別	図 書		発行 記号等	類 別 表示された発 行所名
		題 名	号		
2168	雑誌その他 の刊行物	ライオンガールズ 胸脚少女でんこ盛		FG- 4-F	リス出版
2169	"	HARDSPECIAL スペンシャル・エディション		GB- クC	リス出版
2170	"	読絶界天レス 水の中の持情主義者		GB- クE	リス出版
2171	"	奥まで入れて		GB- クG	リス出版
2172	"	緑色④図鑑		GB- クI	キヤロル出版
2173	"	ニューCream 脱構築する愛 少女フェラチオ大図鑑		NC- 4-F	キヤロル出版
2174	"	SEXY・EYES 秘部開陰		SI- 4-F	クライスラー・ クロ
2175	"	美少女通信 No7		BT- 4-F	Do企画
2176	"	女子衛生濡れた制服 図鑑 女子高生'86セーラー		GA- キH	Do企画
2177	"	知体験自慰 電子		GB- クB	Do企画

2178	"	後背位結合 いたずら秘戯	GB- クD	D0企画
2179	"	女子高生恥部露出'86 女子高生芽ばえ'86	GB- クF	D0企画
2180	"	メッセジ愛いっばい、夢いっば い私にして下さい	ME- 4-F	D0企画
2181	"	タッチ・VOL5	TT- 4-F	D0企画
2182	"	妖精天国 伏刊5号	YT- 4-F	D0企画
2183	"	恋歌	GB- ク2	童里夢社
2184	"	聖女時代	GB- ク3	童里夢社
2185	"	MY GAL	GB- ク4	童里夢社
2186	"	シエイン元気に広げてハイッ オニヤン子殿新鮮性器	SE- 4-F	童里夢社
2187	"	スクリュー 美少女一気脱ぎ VD少女 絶頂亀裂	SK- 4-F	童里夢社
2188	"	月刊ボデイズレス3月号	雑誌コー ト18117 -9	白夜書房
2189	"	マスカットノート 3月号	雑誌08 345-	磯大洋書房
2190	"	ザ・エクスタシー	雑誌コー ト028 70-3	コパルト社
2191	"	ギヤルズアクトシヨソ12月号	雑誌02 583-	考友社出版株式 会社
2192	"	ザ・ペストマガジン3月号	雑誌コー ト140 03-9	KKペストセ ンクス
2193	"	美少女熱い蜜	雑誌コー ト01454 -9/15	辰巳出版(株)

2194	"	華書レイゾ	雑誌コー ト07588 -9/15	辰巳出版(株)
2195	"	漫画大悦楽号 3月号	雑誌08 317-	磯笠倉出版社
2196	"	漫画エートピア 3月号	雑誌08 937-	磯笠倉出版社
2197	"	漫画ラゾレター 3月号	雑誌18 655-	磯笠倉出版社
2198	"	漫画プラザ 3月号	雑誌コー ト078 13-9	株式会社蒼竜社
2199	"	漫画エロトラゾ 3月号	雑誌18 323-	株式会社蒼竜社
2200	"	妖女の匂い	雑誌コー ト18924 9/15	株式会社蒼竜社
2201	"	漫画ラゾ&ラゾ 3月号	雑誌コー ト091 49-3	オセソソ新社
2202	"	漫画セクシヤル 3月号	雑誌18 391-	株式会社淡路書 房
2203	"	内画adams 3月号	雑誌01 545-	株式会社大里出 版
2204	"	劇画野郎 3月号	雑誌03 393-	ミリオン出版(株)

鳥取県告示第二百五十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に
基づき、名和町土地改良区の定款の変更を昭和六十一年二月二十六日認可
したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年三月四日

鳥取県告示第二〇八号

会見町が行う土地改良事業に係る井上地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年三月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十一年三月五日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
会見町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二〇九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和六十一年三月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除に係る保安林の所在場所
八頭郡河原町大字北村字杣小屋ヨリ門口迄九三四の一五二（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - 三 解除の理由
公共施設用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二一〇号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す

る。

昭和六十一年三月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町上萩山字滑鉄山所一七三五の一・笠木字栗木野呂三〇一

三（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年三月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字根安字官田口五二五の八から五二五の一〇まで・五

二五の一五（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年三月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡溝口町岩立字榎水高原一二の七二

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第二十三号

公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、公有水面埋立法（大正十
年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県農林
水産部漁港課及び淀江町役場に備え置いて公衆の縦覧に供する。

昭和六十一年三月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 出願人の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立区域

(一) 位置

西伯郡淀江町大字今津字濱田二六七一〇から同字二九二までの地

先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から7の地点までを順次に直線で結んだ線及び7の地
点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- 1の地点 淀江港北防波堤灯台（北緯三五度二七分三八秒東経一三
三度二五分三九秒）から三三度三六分一七七・五メートル
の地点
- 2の地点 1の地点から八九度〇五分八〇・二メートルの地点
- 3の地点 2の地点から一九〇度四五分一〇・一メートルの地点
- 4の地点 3の地点から一九七度四二分二一・二メートルの地点
- 5の地点 4の地点から二一四度四三分三七・七メートルの地点
- 6の地点 5の地点から二一八度二五分三〇・七メートルの地点
- 7の地点 6の地点から二二六度一九分四〇・八メートルの地点

(三) 面積

五、四九〇・九九平方メートル

三 埋立てに関する工事の施工区域

(一) 位置

西伯郡淀江町大字淀江字長町九三一―四七から同町大字今津字濱田
二九二までの陸地及びそれらの地先公有水面

(二) 区域

次のアの地点からオの地点までを順次に直線で結んだ線及びオの地
点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- アの地点 淀江港北防波堤灯台から三〇二度五六分二八九・〇メー
トルの地点
- イの地点 アの地点から八九度〇二分四二二・九メートルの地点

- ウの地点 イの地点から一二三度二七分七六・八メートルの地点
 - エの地点 ウの地点から一九三度四六分三三〇・〇メートルの地点
 - オの地点 エの地点から二六九度〇二分三九一・六メートルの地点
- (三) 面積

一五八、〇二九・三二平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

五 出願年月日

昭和六十一年二月二十二日

鳥取県告示第二百十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十四条第一項の規定に基づき、米子市皆生新田第三土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第二十一条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年三月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 組合の名称

米子市皆生新田第三土地区画整理組合

二 事業施行期間

昭和六十一年三月四日から昭和六十三年三月三十一日まで

三 施行地区

米子市皆生字温泉の一部

四 事務所の所在地

米子市皆生一四七六一

五 設立認可の年月日

昭和六十一年二月二十七日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所及び施行地区内の掲示場に掲示して行う。

鳥取県告示第二百十五号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

昭和六十一年三月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 免許の日

昭和六十一年二月二十六日

二 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

三 埋立区域

(一) 位置

その一

鳥取市浜坂字東浜一三九〇―二八四地先の昭和五十五年一月十一日付鳥取県指令受河第二百八十二号及び受港第六十七号の免許に係る埋立区域の西側地先公有水面

その二

鳥取市浜坂字東浜一三九〇―二八四地先の昭和五十五年一月十一日付鳥取県指令受河第二百八十二号及び受港第六十七号の免許に係る埋立区域の東側地先公有水面

(二) 区域

その一

次の①の地点から②の地点までを順次に直線で結んだ線並びに②の地点と①の地点とを結ぶ昭和五十五年一月十一日付鳥取県指令受河第二百八十二号及び受港第六十七号の免許に係る埋立区域と公有水面との境界線(D・Lプラス〇・三九メートルにより囲まれた区域

- ①の地点 鳥取市賀露町字中の瀬地先の鳥取港灯台(北緯三五度三二分三〇・九秒東経一三四度一分一七・七二秒)から一二四度四三分二七秒三七八・一三メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から三五七度一分一六秒一八一・六九メートル

の地点

- ③の地点 ②の地点から二六七度一分七・〇〇メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から三五七度一分一六秒三四・二〇メートルの地点

地点

- ⑤の地点 ④の地点から七四度三六分一七・六四メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から一六四度三六分八・五〇メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から七四度三六分〇〇秒一四五・二八メートルの地点

地点

- ⑧の地点 ⑦の地点から三四四度三六分二・五〇メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から七四度三六分一〇・〇八メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から三四四度三六分六・〇〇メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から七四度三六分一・〇〇メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から一六四度三六分〇〇秒二八七・九四メートルの地点

の地点

その二

次の⑬の地点から⑭の地点までを順次に直線で結んだ線並びに⑬の地点と⑭の地点とを結ぶ昭和五十五年一月十一日付鳥取県指令受河第二百八十二号及び受港第六十七号の免許に係る埋立区域と公有水面との境界線(D・Lプラス〇・三九メートルにより囲まれた区域

- ⑬の地点 鳥取港灯台から一〇六度四四分〇八秒七四〇・一九メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から三四五度二八分一三秒一八七・〇〇メートルの地点

- ⑮の地点 ⑭の地点から二五五度二八分〇・五一メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から三四五度二八分三・〇〇メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から七五度二七分四八秒一五〇・〇〇メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から一五八度二四分一四秒二一六・〇二メートルの地点

(三) 面積

- その一 四七、五〇七・七四平方メートル
- その二 三二、七五二・五九平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

鳥取市浜坂字東浜一三九〇―二八四地先の昭和五十五年一月十一日付鳥取県指令受河第二百八十二号及び受港第六十七号の免許に係る埋立区域並びにこの地先公有水面

(二) 区域

次の⑦の地点から⑯の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑰の地点と⑱の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- ⑦の地点 鳥取港灯台から一四〇度三四分三三・三一メートルの地点

- ①の地点 ⑦の地点から三五七度一分三二四・六八メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から七四度三六分三一・一六メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から一六五度一九分一七三・六七メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から七五度二八分二五八・〇六メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から一五八度二四分二八・〇四メートルの地点

- ①の地点 ②の地点から六八度二四分四・四七メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から一五八度二四分二四二・七一メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から二六三度二一分三五三・五〇メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から二七四度〇四分三三四・六六メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から一七七度一分二七・〇〇メートルの地点

(三) 面積

- 一九一、六六九・五七平方メートル

四 埋立地の用途

- その一 ふ頭用地及び道路用地
- その二 危険物取扱施設用地